

天童市再犯防止推進計画（案）に対する意見の検討結果

1 意見提出期間

令和6年2月6日（火）から令和6年3月4日（月）まで

2 提出された意見の件数及び提出者数

- (1) 6件
- (2) 1人

3 提出された意見の概要及び当該意見に対する市の考え方

No.	頁	計画等の項目	提出された意見の概要	市の考え方
1	9項 10項	第4章 取組みの内容 2 就労の支援・住居の確保による支援 (1) 就労の支援	再犯防止の要は出所者への就労の場の提供です。また、職場で共に働く同僚等が、出所者の立ち直りを支援する寛容な心を持つことも大切です。雇用主のみが理解を深めるだけでなく、職場で共に働く同僚等も研修会等を受講し理解を深めることで、職場全体の意識向上に寄与すると考えられますので、研修会の開催を検討願います。	法務省が管轄する保護観察所や矯正就労支援情報センター（コレワーク）、また厚生労働省が管轄する公共職業安定所が、協力雇用主に対する理解促進のための講演会や研修会を開催しています。 本市としましては、これらの機関が主催する講演会等を活用して、協力雇用主制度及び就業機会確保の重要性について、市民や事業者の皆様の理解を深めたいと考えています。また、市報や市ホームページ等による広報を積極的に行い、より多くの方に参加いただけるよう努めてまいります。
2	9項 10項	第4章 取組みの内容 2 就労の支援・住居の確保による支援 (1) 就労の支援	出所者の中に自然の中で農業をやりたいと希望する方がいらっしゃいました。山形県内及び天童市内では、農業の担い手や労働力が不足しています。農業関係の仕事に就くことで、自然環境の中で心身を保ち、	矯正就労支援情報センター（コレワーク）及び協力雇用主は、在所中に面談等を実施して、就労につなげる支援を行っています。就農希望の相談がある場合には、担当課で就農体験や長期研修等の様々な支援制度

			<p>これらが再犯の防止につながるのではないかと考えます。</p> <p>農協、農業従事者、公共機関が連携して、農業分野の課題解決と再犯防止の推進につながることを期待します。</p> <p>現在、空き家の増加が問題になっています。出所に帰住先がない方について、住まいの確保の一つの手段として空き家の活用を検討してみたいかがですか。</p>	<p>を御紹介しています。就農希望の出所者に対しても、公益財団法人やまがた農業支援センターや山形県村山総合支庁等関係機関の各種支援に関する情報提供等を行ってまいります。</p> <p>空き家は、個人が所有・管理する財産ですので、その活用については、所有者の意向を尊重すべきものと考えます。なお、市では、住宅困窮者のため、市営住宅への公平な入居機会を確保しています。</p>
3	10項 11項	第4章 取組みの内容 2 就労の支援・住居の確保による支援 (1) 住居確保の支援	<p>社会が抱えている孤立・孤独・生きにくさ等の様々な課題への対策の一つとして、市内の高校生及び短期大学生等に呼びかけを行い、BBS会を立ち上げてはいかがでしょうか。</p> <p>行政機関、保護司、更生保護女性会会員が指導者となり、若者を巻き込みながら少年の非行防止に多方面から取り組んでいく活動は大切であると考えます。</p>	<p>BBS (Big Brothers and Sisters Movement) 会とは非行少年等様々な立場の少年に「兄」や「姉」のような立場で接し、一緒に悩み、一緒に学び、一緒に楽しむことを通じて、少年の立ち直りや自立を支援するとともに、非行防止活動を行う青年ボランティア団体です。</p> <p>BBS会については民間の協力団体でありますので、市内においてこの組織が設立され、活動を行う際には、本計画に基づき、保護司会、更生保護女性会、協力雇用主会と共に支援を行ってまいります。</p>
4	14項 15項	第4章 取組みの内容 4 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進	<p>毎週月・水・金曜日は、保護司が「サポートセンター</p>	<p>カフェ形式での相談コーナーの開設については、運</p>
5	14項 15項	第4章 取組みの内容		

6	14項 15項	4 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進 第4章 取組みの内容 4 民間協力者の活動の促進と広報・啓発活動の推進	きずな（市総合福祉センター内）」に常駐して相談窓口を開設しています。開設日を利用してカフェ形式の相談コーナーを導入し、気軽に相談してもらえる体制作りを目指してはいかがですか。 再犯防止に関する研修会等を毎年開催して、市民の意識向上と明るい社会の構築を図ってはいかがですか。	営主体である保護司会で検討していただくこととなりますので、いただいた御意見をお伝えいたします。なお、「サポートセンターきずな」の相談窓口等については、市報等を活用して積極的に周知してまいります。 本市としましては、法務省等が主催する再犯防止に関する講演会等を活用して、再犯防止について市民や事業者の皆様の理解を深めたいと考えています。市報や市ホームページ等による広報を積極的に行い、より多くの方に参加いただけるよう努めてまいります。
---	------------	--	---	---

4 策定等案を修正した内容
修正なし

<問合せ先>

天童市健康福祉部社会福祉課調整係

〒994-8510 山形県天童市老野森一丁目1番1号

TEL：023-654-1111（内線 762）

FAX：023-654-2482

E-mail：kourei@city.tendo.yamagata.jp